

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

目次

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第一条関係）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第二条関係）	3
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第三条関係）	4
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第四条関係）	5
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第五条関係）	6
○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第六条関係）	7
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第七条関係）	9

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(第一条関係)

改正後	改正前
第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十三 (略) 十四 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項(同条第一項(第四号に係る部分に限る。)の罪に係る部分に限る。)、第三条及び第四条(これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信(同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。)をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。)を複写したものに係る部分に限る。)、第五条第一項(第四号に係る部分に限る。)、同条第二項及び第六条第一項(これらの規定のうち	第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十三 (略) (新設)

、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像
送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号に
おいて同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の
罪に係る部分に限る。）の規定

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第二条関係）

改正後	改正前
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十（略） 五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号） 第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十（略） （新設）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第三条関係）

改正後	改正前
（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 （略） 六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二 七 十 一 （略）	（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 （略） （新設） 六 十 一 （略）

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第四条関係）

改正後	改正前
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 四百六十六（略） 四百六十七 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 四百六十六（略） （新設）

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第五条関係）

改正後	改正前
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十 （略） 五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号） 第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十 （略） （新設）

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第六条関係）

改正後	改正前
（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定） 第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十二（略） 十三、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）第三項及び第四項（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）（第五項第一項（第四号に係る部分に限る。）（同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像	（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定） 第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一、十二（略） （新設）

送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号に
おいて同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の
罪に係る部分に限る。）の規定

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第七条関係）

改正後	改正前
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 四十六（略） 四十七 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪 四十八（略）	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 四十六（略） （新設） 四十七（略）